

仕様書（啓発事業の企画・運営業務）

京都市選挙管理委員会事務局

1 業務名

令和6年2月4日執行予定 京都市長選挙に係る啓発事業の企画・運営業務

2 委託する業務の及び主なターゲット

次に掲げる啓発事業の実施に当たり、広く有権者に選挙名、期日前投票期間、投票日等を確実に周知すること。別途当委員会から提供する統一デザイン（※）や、マスコットキャラクター等を積極的に活用すること。

また、投票参加の機運を醸成して投票率の向上を目指し、特に選挙離れが著しい若年層（18～29歳）及び子育て世代を重点ターゲットと捉え、重点ターゲット層がより選挙に関心を持ち、さらに投票所に足を運ぶような内容の啓発事業を行うこと。

さらに、これらの啓発活動が、新聞、テレビ等に取り上げられるよう努めること。
※ 当委員会が同時に募集しているプロポーザル「啓発事業の統一デザイン及び啓発物品、版下データ等の作成業務」にて選定されたデザイン

3 必須項目

(1) コンビニエンスストアにおける啓発

市内の主要コンビニエンスストア（セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン等）において、来店者に対する効果的な啓発を実施する。

(2) 各種メディアによる広告の企画、素材作成及び放映等

以下のア～エの各種メディアのうち、効果的な広告を選択し、広告を放映、放送又は掲載する。なお、放映時間（回数）や手法等は、広告のメインターゲットを若年層及び子育て世代を想定していることに留意して決定すること。

ア SNS（X（旧：Twitter）、Facebook、Instagram、LINE等）

イ 新聞（※京都新聞は必須とする。）

ウ テレビ

エ ラジオ

(3) YouTube広告の企画、素材作成及び掲載

ア 広告の種類

バンパー広告（6秒間）とする。

イ 目標とするターゲット層

京都市内在住の18歳以上44歳未満

ウ 掲載期間

令和6年1月22日（月）～令和6年2月4日（日）

エ 留意点

- ①提案時に想定表示回数等を示すこと。また、結果については選挙後に報告すること。
- ②詳細なターゲット設定については契約時に当委員会と協議すること。

(4) 街頭等における啓発の実施

重点ターゲットである若年層及び子育て世代を含め、広く投票日の周知と投票の呼びかけを行う街頭等における啓発を行う。

ア 日時

令和6年1月27日（土）又は28日（日）

イ 場所

京都市内で効果的な啓発が可能な場所や商業施設等

ウ 依頼事項

- ・横断幕、看板、のぼり等を準備し、その管理要員を配置。
- ・街頭啓発を盛り上げ、多くの市民の関心を引く出演者の手配。
- ・スタンドマイク2本、啓発放送を周辺において流すための音響機器の準備。
- ・公益財団法人明るい選挙推進協会が定めるキャラクター「めいすいくん」の着ぐるみ（1着）を必ず使用すること。

エ その他

- ・市民や地域住民の安全面・騒音面に十分に配慮すること。
- ・大学入試会場の近くでは実施しないこと

(5) 「明るい選挙をすすめるポスター募集」及び「論文コンクール」優秀作品展に係る会場設営及び運営

重点ターゲットである若年層及び子育て世代を含め、広く投票日の周知と投票の呼びかけを行う街頭等における啓発を行う。

ア 日時

令和6年1月30日（火）～2月5日（月） 午前10時～午後8時（予定）
※設営は1月30日（火）、撤去は2月5日（月）のそれぞれ午前9時から

イ 場所：ゼスト御池寺町広場（当委員会にて確保済み）

ウ 内容

本委員会等が実施した「明るい選挙をすすめるポスター募集」及び「論文コンクール」の優秀作品を展示し、将来の有権者である児童・生徒の選挙に対する関心の醸成及び有権者への市長選の期日周知・投票の呼びかけを図る。

エ 依頼事項

- ・備品の確保：展示用パーテーション10台程度
- ・作品の展示：ポスター26点、論文パネル10点
（当委員会でパネルに入れた状態で引き渡す。）

- ・啓発パネルの展示及び京都市長選挙啓発物品（別途指示）の設置
- ・看板等の用意
- オ その他
 - ・作品の盗難や汚損防止に十分配慮すること
 - ・通行人の安全面に十分に配慮するほか、テナント等から苦情のないよう安全な導線の確保や店舗の入口をふさがないように設営・運営に万全を期すること。

4 自由提案項目

「3 必須項目」のほか、上限額の範囲内で投票参加に繋がる効果的な啓発事業を企画・実施すること。若年層及び子育て世代に対する啓発効果や選挙期間中継続的に果が期待できるような事業の企画を期待している。

以下に実施例を示しているが、実施例にこだわらず、より啓発効果が高い企画の提案を期待している。

（実施例）

- ・集客が見込める場所での啓発イベント
- ・子育て世代向けフリーマガジンなどその他の広告
- ・SNS利用者による拡散を狙いとするハッシュタグ等を活用した啓発

5 その他

- (1) 若年層や子育て世代への向けの啓発事業の企画・実施に当たっては、投票日だけでなく、特に期日前投票について重点的に周知するよう留意すること。
- (2) 啓発キャンペーン等の実施に必要な各種資料、スタッフの派遣、機材等の設営及び撤去、運営に必要な備品等の調達、管理等については、全て受託者の責任において行うものとする。
- (3) 啓発キャンペーン等において物品を配布する場合は、委託金額の範囲内で製作すること。その場合、製作する物品には、本市のガイドラインに則り、プラスチックは使用しないこと。
- (4) 啓発物品等については、追加発注する可能性がある。その場合は本契約とは別に追加契約を締結することとなるので対応すること。
- (5) 啓発キャンペーン等の実施に当たっては、下記を使用することができるので、適宜活用すること。
 - ・統一デザイン
 - ・公益財団法人明るい選挙推進協会が定めるキャラクター「めいすいくん」の着ぐるみ（1着）及びイラスト
 - ・京都市選挙啓発キャラクター「京野みく」のイラスト
- (6) 投票したことによって経済的利益を得るなど、インセンティブを与えることで投票を促す啓発は避けること。
- (7) 啓発の内容や方法により、特定の候補者や政党が連想されたり、有利又は不利にならないよう十分配慮すること。